

制限付一般競争入札の応募案内

(教育情報通信ネットワーク機器賃貸借)

この応募案内は、教育委員会あかし教育研修センターが実施する制限付一般競争入札の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読みください。

1 関係法令等

地方自治法、同施行令、明石市契約規則、その他指示事項（以下「関係法令等」という。）を承知の上、参加してください。なお、契約規則等は、明石市ホームページ「入札コーナー」において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

制限付一般競争入札（以下「競争入札」という。）に係る申込書類等に虚偽の記載をし、業務の契約の相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問は、指定した期間内に指定様式を使用し、**明石市教育委員会あかし教育研修センターまでファックス（078-918-5817）**により送付してください。当該質問に対する回答は、指定された期日に明石市ホームページにおいて公表します。

4 現場説明会

現場説明会は行いません。

5 予定価格の公表

競争入札の予定価格については、**公告文の中**において公表します。

入札金額については、この予定価格を超えることがないようにご注意ください。なお、**予定価格を超える金額記載をしたときは、指名停止基準に基づき措置します。**

6 参加申込の手続

- (1) 競争入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加申請書、入札書及び業務費内訳書〔表紙〕（全て指定様式、以下「申込書類等」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、封かんし、指定の期日までに下記により郵送してください。また、業務実績調書（同種業務等の契約書の写し等の添付要）及びその他提出を指示するす

る書類は、必ずそれを添付（郵送）してください。

- (2) 郵送方法は、書留郵便（簡易書留も可）で、明石市教育委員会あかし教育研修センター宛としてください。申込書類等の持参は認めません。なお、この場合の郵送料は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とします。また、書留控えの写しを制限付一般競争入札参加確認書に貼り付け、ファックスにて明石市教育委員会あかし教育研修センター（FAX:078-918-5817）に送付してください。
- (3) 使用する封筒は、宛名ラベル（指定様式）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものによるものとします。
- (4) 提出した申込書類等は、引き換え、書き換え又は撤回することができません。
- (5) 競争入札参加希望者は、質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を明石市ホームページで確認した後、申込書類等を郵送してください。
- (6) 封筒は、1件の入札につき1枚とします。

7 申込書類等の作成要領

申込書類等の作成にあたっては、次の事項に注意し作成してください。なお、記載内容に不備がある場合は無効となります。

- (1) 申込書類等は、黒のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 申込者及び入札者欄については、競争入札参加者の商号又は名称、当該事業所の代表者職・氏名（支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (3) 入札書の日付は、開札年月日（令和4年7月5日）を記載してください。
- (4) 業務費内訳書の作成にあたっては、必ず入札額と合致させてください。また、値引きの計上により入札金額と合致させることは認めません。
- (5) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は一切認めません。
- (6) 記載又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には、無効となるので十分ご注意ください。

8 郵送する前の最終確認

郵送する前に、次の事項を十分点検してください。なお、記載内容に不備がある場合は無効となります。

- (1) 申込書類等の送付封筒
申込書類等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名ラベルを貼り付けてください。
- ① 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名

- ② 業者コード
- ③ 業務名称
- (2) 制限付一般競争入札参加申請書
 - ① 日付 (郵便局窓口持参日を記載すること)
 - ② 申込者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ③ 届出 (業者登録時) 使用印の押印
 - ④ 電話番号及びFAX番号
 - ⑤ 業者コード
 - ⑥ 業務名称
- (3) 業務費内訳書
 - ① 業務名称
 - ② 入札者の商号又は名称及び代表者職氏名
 - ③ 届出 (業者登録時) 使用印の押印
 - ④ 業務費内訳書については、任意に作成した様式 (仕様書、内訳書の必要項目を含むこと) を使用して、項目毎に金額を記載し、指定様式の業務費内訳書 [表紙] を添付すること。
- (4) 入札書
 - ① 業務名称
 - ② 入札金額 (¥マークを頭に記載してください)
 - ③ 日付 (開札日 (令和4年7月5日) を記載)
 - ④ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ⑤ 届出 (業者登録時) 使用印の押印

9 参加申込の無効

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申込とします。

- (1) 持参、宅急便等指示する方法以外により明石市教育委員会あかし教育研修センターに送付されたもの
- (2) 申込書類等の送付封筒に宛名ラベル (指定様式) を貼り付けていないもの
- (3) 書留以外の方法で郵送されたもの
- (4) 宛名ラベルの記載内容に誤り又は漏れのあるもの
- (5) 競争入札公告文で指定する必着日 (令和4年7月1日午後5時必着) より後に明石市教育委員会あかし教育研修センターに到着したもの
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の入札の申込書類等を同封したもの

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 制限付一般競争入札参加申請書、業務内訳書及び入札書の提出がない入札
- (2) 同一の入札について、2以上の申込書類等を提出したもの
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札
- (4) 入札者の記名・押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (7) 競争入札参加資格審査の結果、入札参加資格のない者のした入札
- (8) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (9) その他必要書類等の提出を要する旨を定めたものについて、申込書類等にそれが添付されていない入札
- (10) 予定価格を超える金額でした入札
- (11) 競争入札に関する条件に違反した入札

1.1 開札について

- (1) 制限付一般競争入札参加申請書を提出した者又は当該者から委任を受けた者、本競争入札事務に関係のない職員でなければ、立会人となることはできません。ただし、開札を傍聴することはできます。
- (2) 開札場所への入室を希望する者は、担当職員の指示に従わなければなりません。
- (3) 開札場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所での通話や私語は禁止します。

1.2 入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認める場合は、入札を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、当該入札に要した費用を明石市に請求することはできません。

1.3 落札者の決定

落札者を決定した時は、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続について担当職員の指示に従ってください。

1.4 異議の申し立て

入札者又は申込者は、開札後、この応募案内及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により申込書類等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を

申し立てることはできません。

1 5 国税の完納及び指定暴力団員等の確認手続きについて

当該案件においては、「開札日の前日において、国税を完納していること。（※1）また、落札者となった場合には契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※2）を提出できること」及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しない旨の制約をすること」が必要です。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

開札後の参加資格審査では、国税の完納に関する誓約及び自らが指定暴力団員等に該当しない旨の誓約が記載された「制限付一般競争入札参加申請書」に不備が認められなければ、当該用件は満たしているものとして取り扱います。

入札参加資格審査の結果、落札者を決定して連絡を行いますので、当該落札者は契約締結期限（落札決定の連絡を受けた日から起算して7日以内）までの間に、以下の国税の納税証明書と契約金額（単価契約においては執行予定総額）が200万円を超える場合は自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」を提出してください。

○国税の納税証明書（開札日の前日以降の日付の原本に限ります。）

- ・個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
- ・法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
- ・納税の猶予の特例を受けている場合・・・その1（納税の猶予の特例を受けていることが分かること。直近2年分の法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）

○自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」様式は明石市ホームページの「入札コーナー」から入手してください。

「明石市ホームページ」→「入札コーナー」→「提出書類等様式」→「業務委託（市長部局用）」→「契約関連様式」

なお、契約締結期限までに上記の書類を提出できない場合は、落札決定の取消及び指名停止基準に基づく指名停止措置を行いますので、ご注意ください。

1 6 長期継続契約について

本賃貸借契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約を行おうとするものです。このため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が減額又は削減された場合は契約を解除します。

1 7 契約に当たっての留意事項

業務開始に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等については、可能な限り市内業者に見積りを取るなど、地元業者育成の観点からその活用を図ってください。

お問い合わせ先 明石市教育委員会あかし教育研修センター

TEL 078-918-5814

FAX 078-918-5817